

防府市発達支援体制整備事業補助金交付要綱

令和5年3月27日制定

(趣旨)

第1条 障害児を保育する保育所等に対して、職員の加配に要する費用の一部を補助することで、保育所等における障害児保育を推進するとともに、入所児童の処遇の向上及び職員の処遇改善を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象となる者は、防府市内において保育所又は幼保連携型認定こども園を設置運営する者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表1に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める補助基準額と補助対象経費から寄附金の額その他収入額を控除して得た額とを比較して少ない方の額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(実施方法)

第4条 この補助金の対象となる施設は、障害児が在籍する施設であって、次項に定める要件を満たす障害児の保育を担当する職員を加配する施設とする。

2 この補助金の対象となる障害児（以下「対象児童」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第1項の規定に基づき、法第19条第1項第2号又は同条同項第3号に係る認定を受けた児童のうち、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児童（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）、又は、市長が別表2及び3に定める障害児の基準により、次の各号にいずれかに該当すると認定した2歳以上の入所児童とする。ただし、2歳未満の入所児童であっても、別表4に基づき別表2及び3に定める障害児の基準に該当すると市長が認定した児童については、対象とする。

- (1) 知的障害児
- (2) 身体障害児
- (3) その他心身に継続的な障害を示し、特別な介助又は配慮を必要とする児童

3 前項に定める対象児童の保育を担当するために、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）に基づき配置すべき職員数（加算含む。）に加えて保育士資格又は幼稚園教諭免許状を有する者（以下「保育士等」という。）、又は次の各号に定める要件をすべて満たし、市長が保育士等と同等の知識及び技術を有すると認める者を配置するものとする。

- (1) 子育て支援員研修事業の実施について（平成27年5月21日付け雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）で定める子育て支援員研修のうち、地域型保育の分類を修了した（やむを得ない事情により事前に修了することができない場合は、業務に従事し始めた後、概ね1年以内に受講する）者
- (2) 保育の質を確保するために施設が独自に取り組む「市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者」に対する研修等の計画が示されている者

（交付申請）

第5条 事業を実施し補助金の交付を受けようとする者（以下「事業実施者」という。）は、防府市発達支援体制整備事業補助金交付申請書（第1号様式）に添付書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、防府市発達支援体制整備事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、その旨を事業実施者に通知するものとする。

（実績報告）

第6条 事業実施者は、事業を完了したときは、防府市発達支援体制整備事業補助金実績報告書（第3号様式）に、添付書類を添えて市長が定める日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防府市発達支援体制整備事業補助金確定通知書（第4号様式）により、その旨を事業実施者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定により交付決定を受けた事業実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により適法な請求書を受理したときは、30日以内に補助金を当該事業実施者に支払うものとする。

（関係書類の整備）

第8条 補助金の交付を受けた事業実施者は、事業の実施状況及び当該事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、補助金の交付の決定のあった年度の終了後5年間保存しなければならない。

（報告及び検査）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた事業実施者に対して報告を求め、若しくは当該補助金の使用について、必要な指示をし、又は関係職員に帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問することができる。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた事業実施者が次のいずれかに該当するときは、当該補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、当該事業実施者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第3条関係）

区分	補助基準額	補助対象経費
第4条第2項に定める特別児童扶養手当の支給対象児童	対象児童1人当たり月額 163,000円	事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、委託料
第4条第2項に定める上記以外の対象児童	対象児童1人当たり月額 65,300円	

障害児の基準

種別		障害の程度	判定の方法
1 知的障害児		日常生活に差し支えない程度に身の事柄を処理することはできるが、抽象的な思考が困難であるもの（別表3「知的障害判定基準表」の4度以上）	療育手帳の所持の確認、専門医の診断、又は別表3「知的障害判定基準表」に基づく保育士全員の判定による。
2 身体障害児	視覚障害児	身体障害者障害程度等級表の6級以上の障害を有するもの	身体障害者手帳の障害程度等級の確認、専門医の診断、又は嘱託医の判定による。
	聴覚障害児	身体障害者障害程度等級表の6級以上の障害を有するもの	
	肢体不自由児	身体障害者障害程度等級表の7級以上の障害を有するもの	
3 特別な介助心身に継続的な障害を示す児童	身体的に継続的な障害を示すもの	先天的又は後天的原因により身体諸機能の異常を示し、登園停止の必要は認めるほどではないが長期の生活規制を必要とするもの	専門医の診断、又は嘱託医の判定による。
	精神的に継続的な障害を示すもの	知能にはなほだしい欠陥は認められないが、性格のかたよりが著しく、そのため環境への適応が困難であるもの	専門医の診断、又は保育士全員の判定による。
	言語機能に継続的な障害を示すもの	発声又は発語が不完全で集団生活にさしつかえる程度の言語障害を示すもの	

注 1 「身体障害者障害程度等級表」とは、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表をいう。

2 この事業の対象となる児童のうち2歳未満児については、表中「判定の方法」欄を別表4により読み替える。

別表 3 (第 4 条 関係)

知的 障 害 判 定 基 準 表

(0 歳 ~ 6 歳 就 学 前)

程度 領域	1 度	2 度	3 度	4 度	5 度
知能測定値 (IQ)	知能指数及びそれに該当する指数が概ね 20 以下のもの。	知能指数及びそれに該当する指数が概ね 21 ~ 35 のもの。	知能指数及びそれに該当する指数が概ね 36 ~ 50 のもの。	知能指数及びそれに該当する指数が概ね 51 ~ 70 のもの。	知能指数及びそれに該当する指数が概ね 71 以上のもの。
保 健 面	身体的健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康に常に注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的に変調がある等のため、一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	特に配慮は必要ない。
行 動 面	行動上の障害が顕著で、常時付き添い注意が必要。	行動上の障害があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し、注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し、多少注意する程度。	特に配慮は必要ない。

(注) 行動上の障害とは、多動、自分を傷つける、物を壊す、拒食の問題等、本人が安定した生活を続けることを困難にしている行動を指す。

別表 4 (第 4 条関係)

2 歳未満児障害判定基準表

2 歳未満児については、障害児の基準（別表 2）の判定の方法の欄を下記のとおり読み替える。

種 別	障害児の基準（別表 2）の判定の方法の欄の文言		読み替え後の文言
1 知的障害児	療育手帳の所持の確認、専門医の診断、又は別表 3「知的障害判定基準表」に基づく保育士全員の判定による。		療育手帳の所持の確認、専門医の診断、又は 1 歳 6 か月児精神発達精密健康診査の判定結果による（軽度の障害の疑いがあると判定された児童のうち、特別な介助又は配慮を必要とすると認められたものを含む。）。
2 身体障害児	身体障害者手帳の障害程度等級の確認、専門医の診断、又は嘱託医の判定による。		身体障害者手帳の障害程度等級の確認、専門医の診断、又は 1 歳 6 か月健康診査において軽度の障害の疑いがあると判定された児童にあっては嘱託医の判定による。
3 その他に継続的な障害を示すもの その他に継続的な障害を示すもの その他に継続的な障害を示すもの	身体的な障害を示すもの	専門医の診断、又は嘱託医の判定による。	専門医の診断、又は 1 歳 6 か月健康診査において軽度の障害の疑いがあると判定された児童にあっては嘱託医の判定による。
	精神的な障害を示すもの	専門医の診断、又は保育士全員の判定による。	専門医の診断、又は 1 歳 6 か月児精神発達精密健康診査の判定結果による（軽度の障害の疑いがあると判定された児童のうち、特別な介助又は配慮を必要とすると認められたものを含む。）。

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

法人名

代表者名

施設名

年度防府市発達支援体制整備事業補助金交付申請書

防府市発達支援体制整備事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、
下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

（1）障害児在園状況調書（別紙 1）

（2）障害児判定調書（別紙 2）

（3）職員加配状況調書（別紙 3）

第 2 号様式（第 5 条関係）

指令防字第 号
年 月 日

様

防府市長

年度防府市発達支援体制整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度防府市発達支援体制整備事業補助金について、下記のとおり決定しましたので、防府市発達支援体制整備事業補助金交付要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 施設の名称
- 2 補助金交付決定額 金 円

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

法人名

代表者名

施設名

年度防府市発達支援体制整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け指令防子第 号により交付の決定を受けた標記補助金の実績について、防府市発達支援体制整備事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 精算額 金 円

2 添付書類

（1）職員加配状況調書（別紙3）

第4号様式（第6条関係）

防府第 号
年 月 日

様

防府市長

年度防府市発達支援体制整備事業補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のありました 年度防府市発達支援体制整備事業補助金について、防府市発達支援体制整備事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、補助金の額を確定したので、通知します。

記

- 1 施設の名称
- 2 補助金確定額 金 円

第5号様式（第7条関係）

請 求 書

金 _____ 円

内訳 年度防府市発達支援体制整備事業補助金として

上記のとおり請求します。

年 月 日

（宛先） 防府市長

所在地

法人名

代表者名

施設名

振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	本店・支店 本店・支店 本店・支所
口座番号	普通 ・ 当座 NO.	
フリガナ 口座名義		

別紙1 (第5条関係)

障 害 児 在 園 状 況 調 書

施設名 _____

障害児の氏名 (生年月日)	障害の種類	特別児童扶養手当 支給認定の有無	備 考
(年 月 日生)			
(年 月 日生)			
(年 月 日生)			
(年 月 日生)			
(年 月 日生)			
(年 月 日生)			
(年 月 日生)			
(年 月 日生)			
(年 月 日生)			
(年 月 日生)			

別紙3 (第5条関係)

職 員 加 配 状 況 調 書

施設名 _____

加配職員氏名	資格の別	常勤 非常勤 の区別	人件費
			円 内訳
			円 内訳
			円 内訳
合計			円